

事業者選定基準に関する質問への回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				内容	回答
					(1)	4)		
1	提案内容の審査	4	5	2	(1)	4)	プレゼンテーションを実施するプレゼンターは5名の参加者から任意で選定してよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	③出席者	4	5	2	(1)	4)	プレゼンテーションの発表者は、統括責任者に限定されず、出席者（5名）から任意に選任して構わないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	⑦追加資料の配布	4	5	2	(1)	4)	「追加資料の配布は認めない」とありますが、プレゼンテーション用パワーポイントのスライドを印刷した資料は配布しても構わないでしょうか。	可とします。
4	技術評価点の得点化方法	6	5	2	(2)	1)	地元建設企業および協力企業（地元企業）の分担額はJVの出資比率が20%以上で条件をクリアするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	技術評価点の得点化方法	6	5	2	(2)	1)	一つでもE評価の項目があれば要求水準を満たさず失格という理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たしているかは別途審査したうえで採点評価に移行するため、E評価があることで失格となるわけではあり ません。
6	価格評価点の得点化方法	7	5	2	(2)	2)	価格評価点は最も低い価格を提示した応募者の評価点を満点（30点）とするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	価格評価点の得点化方法	7	5	2	(2)	2)	提案価格の下限値（失格）は設定されていますか。	ありません。
8	優先交渉権者の決定	7	5	3	(2)	1)	総合評価点および技術点、価格点については、各点数による失格（最低点の設定）はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	優先交渉権者の決定	7	5	3	(2)	1)	応募者が1者のみであった場合は応募者の技術評価点による失格（最低点数の設定）はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	優先交渉権者の決定	7	5	3	(2)	1)	優先交渉権者が決定しないことはあるのでしょうか。	決定しないことはありません。